作成例６（評議員会議事録）

学校法人○○学園

令和○年度第○回評議員会　議事録

１　開催日時

　　令和○年○月○日（○曜日）　午前○時○分から午前○時○分まで

２　開催場所

　　○○市○○町○丁目○番○号　○○幼稚園会議室

３　出席者

　　評議員（総数○名　出席○名）○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　うち、書面により議決に加わった評議員　○○○○

　　理　事　理事長○○○○、代表業務執行理事○○○○、業務執行理事○○○○

　　監　事（総数○名　出席○名）○○○○、○○○○

※　寄附行為に定めている場合は、書面や電磁的方法（メール等）により議決に加わることができます。（参考：P.117作成例８「意思表示書（評議員会）」）

　　白紙委任や、他の評議員への一任は欠席の扱いとなりますので御注意ください。

４　欠席者

　　評議員（○名）○○○○

５　議長

　　評議員○○○○

６　議事録作成者

　　○○○○

７　決議に特別の利害関係を有する理事

　　該当者なし（※該当者がいる場合は、該当の議案と評議員氏名を記載）

８　議題

（１）決議事項

第１号議案　理事の選任について

第２号議案　職員評議員の選任について

第３号議案　卒業生評議員の選任について

第４号議案　学識経験者評議員の選任について

第５号議案　監事の選任について

（２）報告事項

○年度決算に係る計算書類及び事業報告について

９　議事の経過の要領及びその結果

　○時○分、評議員○○○○が議長となり、評議員総数○名のところ○名の出席により評議員会が成立していることを確認後、開会を告げた。

　まず、議長から、出席した評議員に対し本日の決議事項について特別の利害関係を有する者がいないか質問したところ、全評議員から該当なしとの回答があった。

　その後、議長から決議事項の各議案について詳細な説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、全員異議なく次のとおり可決した。

・　第１号議案　理事の選任について

　理事○名（○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○）は、○年○月○日をもって任期満了となるので、次期理事を選任する旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席評議員○○○○より、次の者を推薦する旨の動議が提出された。

　寄附行為第○条○項○号（園長）　　　○○○○

　寄附行為第○条○項○号（その他の者）○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

　議長は全評議員に諮ったところ、全員異議なく承認した。

・　第２号議案　職員評議員の選任について

　寄附行為第○条第○項に基づく職員評議員○名（○○○○、○○○○）は、○年○月○日をもって任期満了となるので、次期職員評議員を選任する旨を述べ、その選定方法を諮ったところ、議長に一任する旨の動議が提出された。議長は○○○○、○○○○を選任する旨を諮ったところ、全員異議なく承認した。

・　第３号議案　卒業生評議員の選任について

　寄附行為第○条第○項に基づく卒業生評議員○名（○○○○、○○○○）は、○年○月○日をもって任期満了となるので、次期卒業生評議員を選任する旨を述べ、その選定方法を諮ったところ、議長に一任する旨の動議が提出された。議長は○○○○、○○○○を選任する旨を諮ったところ、全員異議なく承認した。

・　第４号議案　学識経験者評議員の選任について

　寄附行為第○条第○項に基づく学識経験者評議員○名（○○○○、○○○○）は、○年○月○日をもって任期満了となるので、次期学識経験者評議員を選任する旨を述べ、その選定方法を諮ったところ、議長に一任する旨の動議が提出された。議長は○○○○、○○○○を選任する旨を諮ったところ、全員異議なく承認した。

・　第５号議案　監事の選任について

　監事○名（○○○○、○○○○）は、○年○月○日をもって任期満了となるので、次期監事を選任する旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席評議員○○○○より、○○○○、○○○○を推薦する旨の動議が提出された。議長は全評議員に諮ったところ、全員異議なく承認した。

　次に、報告事項として、報告資料に基づき理事長○○○○から○年度決算に係る計算書類及び事業報告について説明があり、全評議員がこれを了承した。

　議長は、寄附行為第○条○項に基づき、評議員のうち議事録に署名すべき者２名を互選したい旨を述べ、次の者を選定することで全員異議なく承認した。

　議事録署名評議員　○○○○、○○○○

　以上をもって議事を終了したので、○○時○○分閉会を宣した。

○○年○○月○○日

議　長　○　○　○　○　印

評議員　○　○　○　○　印

評議員　○　○　○　○　印

監　事　○　○　○　○　印

監　事　○　○　○　○　印

※　議事録署名人については、必ず寄附行為の規定を確認の上、対応してください。